[redacted]

郵電業第１０１号の２
平成１１年８月３１日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一　殿

郵政省電気通信局長
天　野　　定 [redacted]

ＤＳＬ（デジタル加入者回線）の接続について

ＤＳＬについては、貴社において今秋にも予定している試験サービスの提供に当たって、貴社以外の者も貴社の指定電気通信設備との接続により同様のサービスの提供を行うことが可能となるよう、下記事項を踏まえ具体的な措置を講ずるとともに、その内容について別途報告されたい。

記

１　ＤＳＬについては、接続事業者との公正競争を確保するため、貴社のサービス提供の開始と原則として同時期に、電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めたＭＤＦ（主配線盤）による接続を試験的に可能とすること。

２　貴社以外の者がＤＳＬ試験接続を行う際には、貴社において様々な技術仕様の可能性を念頭におき、技術的な確認を行った上で、技術的条件の在り方を検討していくこと。

３　ＭＤＦでのＤＳＬ試験接続に際して接続事業者等に対して費用の負担を求める場合には、それが貴社が提供するサービスの料金との関係において公正性を損なわない合理的なものであるようにすること。

4　ＭＤＦでのＤＳＬ試験接続に当たっては、我が国において推進されている光ファイバ化計画について関係者に対して十分説明を行うこと。